

別表一(一) 普通法人・特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平三十一・四・一以後終了事業年度等分

御注意		平成 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	* 青色申告	一連番号						
納稅地		税務署長殿		事業種目					整理番号							
(フリガナ)		電話( ) -		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人等	事業年度(年)	年月日								
法人名				同非区分	特定会社 同族会社 同族会社	非同族会社	兆 千 百万	申告年月日	年月日							
法人番号				一般社団・財團法人のうち 非営利型法人に該当するもの	非営利型法人	申告月日	年月日	通信印	確認印	府指定	局指定	指導等	区分			
(フリガナ)				旧納稅地及び 旧法人名等				年月日	年月日	申告区分						
代表者記名押印				添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本変動計算書又は損益計算書、株主(社員)資本変動計算書並びに事業概況書等の提出に係る契約書類並びに組織再編に係る移転合意書等の明細書			法人税	中間	期間	修正	地方法人税	中間	期間	修正	
代表者住所																

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 事業年度分の法人税  
平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 課税事業年度分の地方法人税

申告書  
申告書

翌年以降送付要否	○	要否	○	適用額明細書提出の有無	○	○
税理士法第30条の書面提出有	○	○	○	税理士法第33条の2の書面提出有	○	○

所得金額又は欠損金額 (別表四「49の①」)	1	十億	百万	千	円						
法人税額 (56)又は(57)	2										
法人税額の特別控除額 (別表六(一)別表六(二)別表六(三)別表六(四)別表六(五)別表六(六)別表六(七)別表六(八)別表六(九)別表六(十)別表六(十一)別表六(十二)別表六(十三)別表六(十四)別表六(十五)別表六(十六)別表六(十七)別表六(十八)別表六(十九)別表六(二十)別表六(二十一)別表六(二十二)別表六(二十三)別表六(二十四)別表六(二十五)別表六(二十六)別表六(二十七)別表六(二十八)別表六(二十九)別表六(三十)別表六(三十一)別表六(三十二)別表六(三十三)別表六(三十四)別表六(三十五)別表六(三十六)別表六(三十七)別表六(三十八)別表六(三十九)別表六(四十)別表六(四十一)別表六(四十二)別表六(四十三)別表六(四十四)別表六(四十五)別表六(四十六)別表六(四十七)別表六(四十八)別表六(四十九)別表六(五十))	3										
差引法人税額 (2)-(3)	4										
連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5										
土利地譲渡税課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)別表三(二)別表三(三)別表三(四))	6		0	0	0						
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	7										
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8		0	0	0						
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9			0	0						
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10										
外國子会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮課税額に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(11)+(12)	11										
控除税額 (((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13										
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14		0	0							
中間申告分の法人税額	15		0	0							
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの(14)-(15)の場合は、(26)へ記入)	16		0	0							

控除税額の計算	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	17	十億	百万	千	円
外國税額 (別表六(二)「20」)	18					
計 (17)+(18)	19					
控除した金額 (13)	20					
控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21					
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22					0
同 (別表三(二)「28」)	23					0
同 (別表三(三)「23」)	24					0
この申告による還付金額 (21)	25					
中間納付額 (15)-(14)	26					
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27					
計 (25)+(26)+(27)	28					
この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	29					
この申告により納付すべき還付請求税額 (67)	30					0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」)(別表七(二)「9」) 若しくは(21)又は別表七(三)「10」)	31					
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5の合計」)	32					

課税標準の基準による法人税額 (4)+(5)+(7)+(10)の外) 課税留保金額に係る法人税額 (9)	33				
課税標準法人税額 (33)+(34)	34				
地方法人税額 (60)	35		0	0	
課税留保金額に係る地方法人税額 (61)	36				
所得地方法人税額 (36)+(37)	38				
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40				
外國税額の控除額及び仮課税額に係る地方法人税額 (39)+(41)	41				
差引地方法人税額 (38)-(39)-(40)-(41)	42		0	0	
中間申告分の地方法人税額	43		0	0	
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの(42)-(43)の場合は、(45)へ記入)	44		0	0	

この申告による還付金額 (43)-(42)	45	外			
この申告の申告で告める修場正合	46				
この申告の申告で告める修場正合	47				
課税標準法人税額 (72)	48		0	0	
この申告により納付すべき地方法人税額 (76)	49		0	0	
剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額					
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	決算確定の日		
還付する金額を受ける機関等	口座番号	銀行金庫・組合農協・漁協	本店・支店出張所本所・支所	預金	郵便局名等
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
※税務署処理欄					